

秋田市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定に基づき、公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により告示する。

令和7年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市外旭川字待合28番地

あきた市場マネジメント株式会社

代表取締役 鈴木 信 夫

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで